

中学校統合準備委員会設置要綱

平成 27 年 8 月 25 日
教育委員会告示第 4 号

(設置)

第 1 条 長和町立和田中学校と上田市長和町中学校組合立依田窪南部中学校の統合を円滑に行うために必要な準備、検討及び調整を図るため、中学校統合準備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び協議するものとする。

- (1) 教育方針、学校行事等に関すること。
- (2) 通学路及び通学方法に関すること。
- (3) 学校の設備、備品等に関すること。
- (4) P T A 等学校関係組織に関すること。
- (5) 児童生徒及び保護者の交流事業に関すること。
- (6) 記念誌、記念事業等に関すること。
- (7) その他統合に向けて必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者の中から長和町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 地域住民代表
- (2) 中学校及び小学校保護者代表
- (3) 学校関係教職員
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、中学校の統合が完了するまでとする。

3 委員が第 1 項の規定に該当しなくなった場合は、委員の職を辞したものとみなし、同項の規定に従い補欠委員を委嘱する。

4 補欠委員の任期は、第 2 項に定める期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は長和町教育委員会教育長をもってあて、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるとき又は欠けたときは、その職務を

代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決することによる。

3 会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を受けることができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、施行日からその目的を達成したときまでとする。

(部会)

第7条 統合に関する諸課題の調整、検討等を効率的に行うため、委員会に部会を設ける。

2 部会は、委員長が指名した者をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、会務を総理する。部会長は委員長が指名する。

4 部会における検討経過及び決定事項等は、委員会に対して適宜報告を行う。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会事務局に置く。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。